平成２７年（フ）第３０８号
愛媛県松山市萱町１丁目５番地４　ピュアジュネスＭＪＫ202号
債務者　大下栄利子
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５３号
愛媛県今治市四村29番地１　メゾンゆうゆう202号、前住所愛媛県今治市長沢甲539番地４
債務者　織田　崇弘
1　決定年月日時　平成28年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第７３号
福岡県田川郡川崎町大字安眞木4537番地
債務者　小堤彰太郎
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第３０９号
佐賀県鳥栖市弥生が丘１丁目19番地　アンピール弥生が丘211
債務者　福元ひろみ
1　決定年月日時　平成28年１月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３１３号
佐賀市鍋島町蛎久86番地５　共和コーポ202号、住民票上の住所佐賀市高木瀬東６丁目７番67号
債務者　井上　貴彰
1　決定年月日時　平成28年１月４日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３１５号
佐賀県三養基郡基山町大字長野172番地１　レオパレス桜花202号
債務者　井上　江理
1　決定年月日時　平成28年１月４日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３１６号
佐賀県神埼市神埼町城原1616番地１コーポサンＡ101
債務者　富永　　翼
1　決定年月日時　平成28年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３１７号
佐賀県神埼市神埼町城原1616番地１コーポサンＡ101
債務者　富永　愛奈（旧姓川瀬）
1　決定年月日時　平成28年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３１８号
佐賀市神野東２丁目７番２－611号　愛ライフ内、前住所佐賀市大財２丁目４番５号　東側
債務者　今里　　守
1　決定年月日時　平成28年１月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３２０号
佐賀県小城市牛津町牛津627番地３　永石借家
債務者　石井　繁子（旧姓野中）
1　決定年月日時　平成28年１月４日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３２１号
佐賀市鍋島６丁目７番３－321号　県営医大北団地321号
債務者　オフィス丸壱こと　一ノ瀬正明
1　決定年月日時　平成28年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３２９号
佐賀市水ヶ江６丁目３番16号
債務者　田中　浩子
1　決定年月日時　平成28年１月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４７号
佐賀県伊万里市黒川町大黒川475番地
債務者　清水　香織（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第６２２号
熊本県宇城市小川町新田1427番地９
債務者　岩村美由紀（旧姓井手）
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６８２号
熊本市中央区水前寺２丁目17番12号　桑村ビル202
債務者　永井　　悟
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６８８号
熊本県菊池郡菊陽町大字原水4665番地　町営馬場団地Ｄ－１号
債務者　永田　隆男
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係